介護保険サービス事業者における事故等発生時の報告の取扱いについて

1　事故発生時の対応について

介護保険サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者家族等に連絡をするとともに、保険者へ所定の様式により報告をしてください。

提出方法は原則電子メールとします。メールで提出する際は、タイトルを「事故報告　第○報（事業所名）」とし、長寿介護課（代表メール：kaigo@city.kahoku.lg.jp）宛に送信してください。

なお、他市町村の被保険者の場合は、当該市町村へも報告が必要です。

2　事故報告書の作成及び提出について

事故報告書提出の流れ

1）家族、居宅介護支援事業所等の関係機関への連絡、説明。

2）第１報は、少なくとも様式の１～６の項目までについて可能な限り記載し、事故発生後速やかに、遅くとも５日以内を目安に報告。

3）その後、状況の変化等必要に応じて、追加の報告を行い、事故の原因分析や再発防止策等については、作成次第報告。（第２報～第__報、最終報告）

3　事故報告の範囲

1）死亡に至った事故（利用者が病気等により死亡した場合であっても、後日トラブルが生じる可能性が認められるものは報告をするものとします）

2）医師（施設の勤務医、配置医を含む）の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故

3）その他の事故等

報告事項区分		報告内容説明
①	サービスの提供による利用者のケガの発生	・ケガの程度は外部の医療機関で治療（施設内の同程度の治療を含む。）を受けた場合とします。なお、事業者側の過失の有無を問いません。 ※擦過傷や打撲など比較的軽易なケガは除きます。 ・上記以外、ケガにより利用者とトラブルが発生することが予測される場合や利用者に見舞金や賠償金を支払った場合とします。 ・「サービスの提供による」とは、送迎・通院中のほか、自損事故も含むものとします。 ※下記の場合は事故報告の対象外とします。 ・利用者が乗車していない送迎用の車での交通事故 ・既往症や急な体調の変化での救急対応、緊急受診等、適切な処置を行った場合 ・一方で、迅速な対応が行えなかった、適切な処置ではなかった等の場合は報告が必要です。

②	食中毒及び感染症の発生	・新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ、ノロウイルス、結核、疥癬、ＭＲＳＡ、その他の感染症について、サービス提供に関して発生した以下の場合とします。 ア　同一の感染症や食中毒による、またはそれらが疑われる死亡者や重篤患者が１週間以内に２名以上発生した場合 イ　同一の感染症や食中毒の患者、またはそれらが疑われる者が 10 名以上又は全利用者の半数以上発生した場合 ウ　上記以外の場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合 ・関連する法に定める届け出義務がある場合は、これに従うものとします。
③	職員（従業者）の法令違反・不祥事件等の発生	・利用者の処遇に影響があるものとします。 ※例、利用者からの預かり金の横領、個人情報の紛失、漏洩⇒ ＦＡＸの誤送信、郵送書類の誤送付等
④	その他、報告が必要と認められる事故の発生	・利用者の徘徊、行方不明の場合は、速やかに周辺や心当たりがある場所を探してください。それでも見つからずに外部（警察、地域等）の協力を依頼した場合は報告をしてください。